



官  
會  
社  
辨  
  
完

洋学文庫  
文庫 8  
C 286



福地源一郎譯

官 版  
會 社  
判 梓

大 藏 省

會社辨叙

靈妙ノ智ヲ稟ケ天地ノ間ニ立チ造化ノ功用ヲ補弼  
シ萬物ノ化育ヲ賛成スル之ヲ人ノ任ト云フ而シテ  
其任ヲ有スル者相聚リ相資ケテ一地方ニ特立シ卓  
然他ニ愧ルナキ此レ國ノ稱アル所以ナリ故ニ其國  
ノ盛衰榮辱單ニ其人ノ智愚勤惰ニ關ラサルナシ其  
任タルヤ重ク其責タルヤ大ナリ蓋シ造化ノ功用ハ  
生々ノ妙理ニ由リ萬物ノ化育ハ一元ノ真實ニ基ク  
能ク其理ニ體シ其實ヲ擴ムルハ人生自然ノ當務ニ  
シテ農工商賈ノ力作販鬻スル私利ヲ營ムカ如キモ

會社辨叙

大藏省

其實ハ物産ノ蕃殖ヲ勉メ交易ノ亨利ヲ得ル原由ニ  
 シテ即チ其國ノ盛且昌ナル所以ノ基礎ナリサレハ  
 人タルノ任責ヲ盡サンニハ唯能ク其國ノ人民ト相  
 待テ盛衰榮辱ノ相關ル所以ノ理ヲ曉リ各其職業ニ  
 服事シ自修自營ノ道ヲ勉メサルヘカラス既ニ斯ノ  
 理ヲ曉ル獨力單任ハ協同戮力ニ如サルヲ知り徒ニ  
 之ヲ遠大ニ求メ之ヲ迂濶ニ失スルヲナカルヘシ惟  
 ルニ開市以來人々稍通商ノ便ヲ唱ヘ奔競趨争シテ  
 共ニ其利ヲ求ルヨリ漸ク彼我交換ノ利ヲ亨シ人生  
 ノ洪益日用ノ至便ヲ得ルニ至リ世道ノ開明駸々乎

トシテ日ニ進ミ月ニ盛ニ其勢得テ過ハハカラス其  
 流化モ亦前日意想ノ外ニ出ツ然リト雖モ我邦從來  
 沃土ヲ以テ宇内ニ冠絶シ他ノ供資ヲ仰カサルヨリ  
 通商ノ法ニ於ルモ亦自ラ外國ノ如ク精且密ナラス  
 加之高賈孤立ニ各自小利ヲ營ミ協同戮力シテ大利  
 ヲ謀ルノ理ヲ曉ラス往日ノ旧習ニ依テ現今ノ當務  
 ヲ處ス是故ニ互市ノ權利唯彼ニ在リテ常ニ其蔽弄  
 ヲ受ク其間立會結社商業ノ繁盛ヲ謀リ交通ノ利便  
 ヲ論スル者ナリト雖モ概テ孟浪不稽ニ屬シ或ハ公  
 權ヲ紊リ或ハ法制ヲ毀リ互ニ相障礙シテ終ニ共ニ

樹立スル能ハス甚シキハ他人ノ財本ヲ資用トモ姑  
ク我當生ニ供スルノ計ニ過キス於是乎流通便ナラ  
ス物産殖セス自修自營ノ道ヲ失ヒ繁盛殷富ノ源ヲ  
塞キ彼ノ生々ノ妙理一元ノ眞實殆ント將サニ絶シ  
トス何ソ功用化育ヲ補賛スルノ責ヲ問ニ暇アラシ  
キ既ニ然ラハ天稟靈智ノ存スルモノ希ニシテ國亦  
從テ衰辱ヲ免レス是レ其素法定規ナキニヨルト云  
凡其實ハ職業ニ服事スル者之ヲ反躬セサルニ出ツ  
豈其責ヲ免ル可ケンヤ苟モ能ク之ヲ患ヘハ須ク其  
理ヲ索メ其法ヲ考フ可キナリ是レ會社辨ヲ刻シテ

世ニ公スル所以ナリ讀者能ク此理ヲ考究シ此書ニ  
就テ其要務ヲ了得シ眞理ニ從ヒ實法ニ據リ人タル  
所以ノ責ニ任シ以テ自修自營ノ道ヲ擴充セハ嚮ノ  
障礙スルモノ暢達シ壅塞スルモノ快通シ交易ノ亨  
利物産ノ蕃殖モ亦日ヲ數ヘテ待ツヘシ而シテ國ノ  
盛昌固ヨリ期スルニ足ン此書譯既ニ成ル聊カ其要  
ヲ提シテ之ヲ卷首ニ書シ以テ世ノ職業ニ服事スル  
者ヲシテ其任責ノ重且大ナルヲ知ラシムト云爾

明治四年辛未六月

青淵澁澤榮一謹識

小引三則

一 此書ハ米國學士ウエイランド氏ノ著セル經濟書綱  
 目中ノ會社篇ヲ大旨トシ煩ヲ省キ要ヲ撮ミ傍ラ  
 英國學士ミル氏荷蘭學士ニーマン氏ノ經濟篇中  
 ニ就テ抄譯シ遺ヲ拾ヒ闕ヲ補ヒ更メ題シテ會社  
 辨ト名ク然レバ其旨ハ會社同義トシテ其旨ハ  
 一 凡ソ會社ヲ設クルノ法ハ最モ嚴肅ヲ旨トシ便宜  
 ヲ要トス故ニ其國ノ風習土俗ニ應シテ取捨損益  
 セサルヲ得ヌ是海外諸邦ノ會社各其制限方法ヲ  
 同ウセサル所以ナリ然レモ其創立ノ大旨ニ至リ

テハ皆符節ヲ合スルカ如シ此書ハ專ラ讀官ヲシ  
テ會社ノ大要主務ヲ知ラシメシメ為ナレハ其体ヲ  
論シテ其用ヲ論セス其理ヲ旨トシテ其法ヲ旨ト  
セスツレ之ヲ諒セヨ

一 會社トハ總テ百般ノ商工會同結社セシ者ノ通稱  
ニテ常例英語「コンペニー」「コーポレーション」ノ適譯ニ用ヒ來  
リ特ニ銀行ニ限ルノ義ニ非ストイヘ凡今此書暫  
ク「バンク」ノ譯字トシテ銀行ノ字ニ代用ス

一 會社ノ方法制限ハ將來 官ヨリ公論アリテ一定  
スルノ時ニ至ラン歟其遭際ニ臨マハ僅々一小冊

モ聊カ其先驅タルノ幸ヲ得ヘシ佇立シテ之ヲ瞻  
望スル耳

明治三年庚午閏十月

福地萬世識

會社辨目錄

緒言

預金會社 バンク、オフ、デポジット

為替會社 バンク、オフ、エキスチェンジ

貸附會社 バンク、オフ、ジスコウント、セーウィングバンク

廻文會社 バンク、オフ、シルクレーション

諸會社取建ノ手續大要

諸會社四種ノ利益

預金會社取建ノ主意

貸附會社取建ノ主意

廻文會社取建ノ主意

會社新編目錄



會社新編



福地源一郎 譯述

緒言

凡そ人間營生の方法ハ須らく通交と以て第一義と  
 せしむ。夫また人の世小ありや限あるの力と以て限る  
 ことの需に充んとせざるを多ハ生涯の間各々其業  
 と分つて力作り互に之と換へ衣食住の便と謀らさ  
 るを得。譬木を農夫を米穀と以て衣住と換へ工匠  
 を職業と以て衣食と得。織婦ハ布絹と以て食住と見  
 る。如く是乃ち通交の道なり人間と萬物の靈なり

緒言

大友



之と尊ひ禽獸と異なりと云も又只茲小のの故  
 小通交の道開らるる後ハ人々各々分て其職業と務  
 め凡百の需用を換ひ之と分業の法と云  
 分業の法開らるる時ハ人々其業と専務とを故ハ人智  
 も隨て開け繁昌も亦隨て進む既ハ綿布の一事と推  
 て其實効と知るる足る古昔ハ綿布と織るる世界萬  
 國ハ人カを用ひ近年人智の開らるる小隨ひて機械  
 を工夫し水車と仕掛々人カを省き今日に至りてハ  
 人智愈々開けて愈々止むに遂ハ蒸氣の力と用ひ精  
 巧の機械と發明し以て綿布と織出さるる時日と費

とも人カと勞せし織方も手軽く其價も下直となり  
 百万の民庶其益と蒙る事幾許と云と知らば是即ち  
 西洋諸州の分業或専務とよむ實効なり此理と推て  
 營生の法と謀り通交の道と重んじ分業の法を建て  
 開明の化域は進む事と心掛へし  
 商賣の道も亦此理を基と通交の要義たる事弁論と  
 待たせしめて明かりなり抑も商賣の原由と按する小太  
 古ハ商人と云ふものもなり農工かの其品物と市場  
 且持出し互に之を交易して以て漸く日用の需と弁  
 別し人智の開らるるに隨ひ其時日と費し其人カを

勞するの不便なるを知らず獸皮玉石珠貝の類を以て  
 通寶となし品物交易の媒となしむ其後人智の猶開  
 らるふ至りて初めて金銀の貴き事を發明し之を以  
 て世界通用の宝となす此よか以て商賣の道大に世  
 間は開け商人も其業を専務となし太古の姿とは實に  
 雲泥萬里の相違となせり然る小人智は猶其上を  
 開き猶其上の便利を謀り遂に會社と云ふもの工夫  
 一開化の國は於ては皆之を取建て商賣の便成るを  
 此會社も亦初に其規則正しき故に其便利を  
 説きとて半信半疑の人の多き兎角世に行はるる

ありふ追々之を實地に試み諸人とも通く其使を  
 知りてより之を交易の港市繁昌の都會に取建て商  
 賣の助けとなし遂に他の國々をも及ぼし今日に至  
 りて凡商業を営む者も皆會社を取建るの勢に至  
 まり

會社ハ西洋諸州皆バンクと云一休バンクと云語  
 を以太利語のバンクの轉訛めく腰掛の事なり昔  
 西洋にて交易の道初めて開けたる時以太利國  
 の豪商等日々交易の場所を來り腰掛に坐して金  
 銀を貸附るを以て職分と志しより諸人とも金

貸と指し〜バンクバンクと呼び通語となり轉  
て會社の通名となる。と云ふ

預り金會社

為替會社

金銀と以て世上通用の貨幣となりたるより以來商  
賣の便利も大に開けたるを右の金銀と取扱ふ處  
との職分の多きを時ハ商人の身より取りて種々の差支  
あり取分け左の條々ハ尤も差支の極なり  
一 商賣の取引に付莫大の金高と正金とて取遣とぬ  
を時ハ其持運ひふ時日と費し急速の間は合ハ  
且ツ此所より彼所へ彼所より此所へと正金の持  
運ひは別段の人夫と許多抱へ置りざるを得ず是

差支の第一なり

一 正金と以て商賣の取引とある時ハ双方とも其負  
數等成改むる事固より當然なり數萬兩の負數と  
一々改むるハ餘程の時日と費一又負數不足も  
あり替金もあり大商人の店とて毎日十萬兩の出  
入とあるを家好くも正金の員數と改る許りと勤と  
ある奉公人數人もなくしてハ引足らば右の入用を  
皆商品と掛る故自然と物價高直の基とある事疑  
なく是差支の第二なり

一 正金ハ其形ち小きものあるハ之と盜むふハ至極

手輕しく都合より又其模様も形も皆同様あり別  
段の目印を多くハ一旦盜まれば上ハ之と穿議  
あるハ至極手重めて都合悪く右に付正金と貯  
へ置き盜難と防えに下通りの用心よくハ實は不  
安心なり此ふおつく右の會社と別ハ一軒取建置  
と晝夜とも懈怠なく正金の番と心得させ其店の  
金銀出入と差支ぬく取扱ハ一めたるハ用心もよ  
く又都合もよく然るも其會社の入用と仕拂ふ  
みる莫大の入費なるハ是差支の第三なり

西洋諸州に於ても近世ましくハ押込ニ強盜の類

豪家の門戸と破り屏障と毀ち金銀と盗み取り  
一 事間々あり一 會社の仕法世は行はまゝと  
至豪家富商と雖も正金ハ皆會社に預け置  
自宅に貯へぬ事と定まり一 付自然と強盜の  
類減し一 是實に會社の功なり

右三ヶ條の差支と除らんハ正金と取扱ふ事と商  
賣とまゝのもの申付へ一 是即ち緒言中所述へ  
分業の法なり其法ハ諸商人等銘々其會社と取建  
て一 矢張入費も掛るに付各々申合せて慥なる人  
物と撰み其者と町内中商人總出入の會社と定め置

こと各々所持の正金と其者へ預け盜難に遇ふる様嚴  
重し其番と致さるへ一

會社に於てハ又帳面と指へ置と諸商人より預けた  
る金高と一々口分けして相記し右預け主の印紙  
手形と持参するもの何れも何時も差支なく金  
子相渡を願へ一 譬へハ甲兵衛より乙右衛門に千兩の  
金子と渡す時その金子と會社より自宅へ持来りて  
る矢張持運ひの手數掛るよつと甲兵衛より千兩の  
印紙手形と乙右衛門に渡すへ一 乙右衛門ハ右の手  
形を會社へ持参しと會社よりハ甲兵衛の預け金

の内みて差引勘定と立くこの手形引替ふて千両の  
 正金とし右衛門に渡す一し右衛門より丙太郎へ  
 丙太郎より丁吉へ又丁吉より甲兵衛へと諸方の取  
 引とすぬおの振合よく致す時ハ千両の金子一日の  
 内は甲乙丙丁と四人の手は渡さると會社に於てハ  
 一朱一錢の負數と改め以て勿論正金の出入もさ  
 唯々會社の帳面は出入差引と書記さすのさるさハ  
 半時の間は其用と弁を盡し若し正金と以て取遣と  
 する其度毎に一々負數と改め此所彼所と持運ふ時  
 一日の内は千両の金子と四人の手よく請取渡す

となき事出来さるハ極めて必定なり  
 扱商賣繁昌ふなり諸商人の手よく金銀の出入を影  
 けなき時ハ一軒の會社のみみて引送り兼ぬへ  
 右に付外は又會社の店を開くとのありて幾軒と増  
 加しと其仕法ハ同様なりむも商人同士取引の金  
 子同高し其出入の會社も一ツ店ならハ前文の振合  
 あり差支なきと出入の會社双方とも別店なら  
 是取引の振合も又隨て少し違ふ事あり譬へハ甲兵  
 衛丙太郎兩人の出入を一丁目の會社なり乙右衛門  
 の出入ハ二丁目の會社なりをさ故は甲兵衛より乙

右衛門へ一丁目の手形を以て渡し遣はせし右衛門  
 門ハ此手形と二丁目へ預け置くと右衛門より丙太  
 郎へハ二丁目の手形を以て渡し遣はせし丙太郎ハ此  
 手形と一丁目へ預け置くと然る時ハ其日の夕方ハ  
 たり一丁目二丁目の會社互ニ其手形を取換へ元々  
 となりしそれより差引勘定の帳合出来て別ニ正金の  
 取遣りとなる事及ハ此

此振合は推して仕法と立る時ハ掛隔りたる遠方より  
 とも同様の手数みて更に差支たり譬へハ今一万兩  
 の商品と大坂より東京へ取寄せる時ハその勘定と

して東京より一萬兩丈々の商品又ハ金子と大  
 坂へ差送る事當然なり右ニ付取引の度毎ニ金子又  
 ハ商品の取遣りのと烈しく手数も掛り又運賃船賃  
 なるも莫大の事をなれハ便利專一として會社の為替  
 小取組むと其法ハ大坂の甲兵衛より東京の乙右  
 門一萬兩の木綿と積送り其代金ハ何之誰へ相渡  
 する一と申遣はせ又東京の丙太郎より大坂の丁  
 吉一萬兩の絹物と積送り其代金ハ前同様の為替  
 とする故ニ甲兵衛ハ東京の勘定と坐なり大坂の  
 會社より請取り又丙太郎ハ大坂の勘定と坐なり

東京の會社より請取るへ一収會社ハ右の為替手数料として幾分敷その為替の打金と取り互は其手形を取戻し差引勘定と立ると付別段正金の取遣りとなさるべきと分厘毛弗の間違もなく又正金と持運ふ手数料も省け運賃も入らぬ商人の為は其便利なる事明白なり

右の通りふ東京大坂両所差引の金子同高なきは前文の振合より差支ぬべきとも商賣の都合ふよりてる過不足ある事度々なりその時の取扱方ハ左の如く  
一 東京より大坂より東京より取寄る品物の金高東

京へ積送りたる品物の金高より多し即ち東京より大坂へ十万兩の品を送る大坂より東京へ五萬兩の品を送る時ハ前文會社の為替より差引となりても矢張五萬兩の不足なり此五萬兩の殘金ハ大坂より正金より廻す或又ハ商品より積送る或二ツより一ツたるへ一此場合ハ臨みて大坂の都合と考ふべきハ何方より下直して出来る事と專一とを以て故は殘金五萬兩丈ケの商品と名古屋に積送りて賣拂ひ其金にて名古屋の産物仕入之と東京へ積廻し相場よく賣るより其金より以前の殘金と拂ふ事ありと



一ツの方法なり或ハ又此金と名古屋にて東京へ為替  
 替へ振つてもよろし商賣の事あるは名古屋の商人  
 より東京へ五万兩の貸し金もあつて事なりこれ  
 又一ツの方法なり詰る所ハ大坂より東京へ十萬兩  
 の金を送るよハ十萬兩の正金拂ひしても五萬兩  
 ハ正金五萬兩ハ商品あつても或ハ五萬兩と為替へ振  
 り五萬兩と名古屋の産物と為替とをしても東京の  
 方よりハ約定の日限までに十萬兩の金子と大坂の  
 勘定とにて請取まハ何の仔細もなかり併し大坂の方  
 へふてハ其掛り引も損得ある事と免るは假令ハ

名古屋あつて仕入まする砂糖白米の代金四万五千兩  
 なるものと此品々と東京にて市中相場を以て賣拂へ  
 る五萬兩となる然る時ハ船賃と拂ひ手数を掛けて  
 も矢張何程りの得となるは是即ち緒言の所謂通  
 交の効なり

右の例ハ日本國中而已の法なきとて此法を用  
 へ此理を推す時ハ外國の通商交易に於ても同様の  
 振合を用へ猶更都合なり事なり  
 假令ハ英吉利の商人横濱より年々種紙生糸と本國  
 へ積送り其拂ふべき代金何十萬兩となる右二つと

英國の産物鉄砲の類と横濱と取寄せ之と賣りて仕  
 拂勘定と立んと思へども鉄砲の相場思ふ程の高直  
 ぶおら依然るふ佛蘭西の都巴里より日本へ積出そ  
 ろと羅紗呉呂の類あり此品ニ付利分ありと思つ  
 英人より佛人より其代金と拂ひ羅紗呉呂と横濱と廻  
 して家前の種紙生絲の勘定とるも即ち日本へ廻せ  
 品物の代金と英人より佛人より佛人より日本人より英人  
 より貸しつる代金と佛人より品物にて請取り三方為  
 替となり日本英佛三國の商人らぬ夫々の利分と得  
 て誰も損毛となきは輸出輸入つよく盛となりて通

交の道益々開くふ至る  
 右ニ付為替手形と云あり是ハ請取渡一の濟とたる  
 高品の代金拂方之儀と互に申遣ハて手形の事とれ  
 と各國みくハ此手形代高品同様と心得別と其事と  
 司らるものも命し賣手買手双方の便利とあるん  
 謀り幸ひ會社ハ財本も澤山よて各所往復も上手な  
 まえ之と頼と為替と組事と仕慣しより既と當今亞  
 米利加<sup>メリカ</sup>なとハ取分て國內國外の為替取組方と  
 會社と取扱ハしむる故小會社も又賣手買手の間と  
 立入る先ツ仲買の姿とく為替と組むニ付要心もよ

く入費も少く大に双方の為に便利なり  
 叔又會社の事務中にて最も大切と云ふは預り金  
 の一條なり此預り金随ひたる時ハ國內の高賣ニ付  
 大金と持運ふこと及ハ此又外國へも正金と出さ  
 及も此手数入費の省ふる事實に叔挙ふる不違あり  
 次

既ニ荷蘭の都アムストルダムと云所ニ大會社あり  
 是ハ西洋ハ云及も此世界中ニ知れ渡りしる有名  
 の會社と云地名と其終社号ニ用おアムストルダムの會  
 社と号し専ら預り金と取扱ふ此會社にて市中の商

人より正金と預り請取の預り手形と出さ其手形  
 正金同様の通用と云又何十万兩たりとも手形引  
 替めて正金と渡す故に荷蘭全國ハ勿論西洋各國亦  
 てアムストルダム會社の手形と云ハ安心して之と請取  
 るなり此會社を取建し大趣意ハ荷蘭國の正金性合  
 りと故に外國に持去らば性合悪く外國の正金と換  
 至國の損毛となるつと事と憂ひて取建しありと云  
 然まを高賣繁昌となる事と此會社の助ある事判然  
 たる上ハ我國の高人も皆憤發して此會社と開き度  
 事なりと云や我國ハ此迄會社と云その無くても別段

差支をたす故今更外國の法と學ぶ及ハ以て之を因  
 循して歲月を送らる取返し難き國損あるべし  
 此會社の為替をたす時ハ賣買の都度々々正金の取  
 遣りとたすて勘定と立る事當然多きハ自づろ商賣  
 も窮屈ふたり便利も悪くたり手數も掛り又正金の  
 運賃ハ高きとものなまは物價も隨て高直となり不都  
 合而已なり此を推て考ふまは會社ハ取建を  
 て濟むべき物とあり以自己一人の私欲私利と心懸  
 る而已と商人と云へり以自分も利得ありて諸人  
 の為となり國家の益となる事と心懸てこそ眞の商

人と云へり商人と云へり者ハ須らら此理と心得へり

[Faint, mostly illegible text in the right-hand page, possibly bleed-through or very light writing.]

貸附會社

國益と云ふことハ誰も知りて誰も唱ふる事なれども  
 國益の術と實地と知る人少あり又實地と行ふ策と  
 知らぬ抑國益の上策ハ物産と盛んあり通交と開く  
 ありその物産と起むるハ財本と工業との二ツを  
 併せ用ゐるべきハ之と行ふ事と得ん財本のありて  
 も工業と非ざるハ物産と生せし又工業而已上手に  
 てハ財本を起して物産を起す事能は然るは世上  
 幾百万の民庶中財本工業と兼有する人少あり財本  
 と財へるは富民ハ工業を知らぬ工業と巧ある職人

る財本と貯へば此財本と職人の貸附り利息を取ら  
らば富民も得分所へへ又職人も財本と借りて工  
業をなす其利分の内を以て利息と拂ひ活計も立  
つる事論辨と俟てして瞭然とを然るは此貸借と  
相對しくなる時ハ種々の損失あり取分け重立する  
箇條左の如し

一 凡餘分の金子を所持し之を貸し附んと思ふその  
所を借手ハ何人もあきとて其人物慥々たる歟  
或ハ引當て等所歟見据なくしてハ等閑り貸附  
へきと所を以相應と慥なりと思ひても返済方兎

角は滞るりのなきハ其損毛と見込之自然と高利  
と貪り差引と附する事と得て是第一の失あり

一 工商の類各その商業職分と営まんと思ひ之も財  
本多くてハ詮方なきニ付金主と求め金と借んと  
心懸んは此金主たるは人容易と見當するは  
ふ非も偶々有徳の者ありて慥なる引當歟或ハ請  
人を立て借財と頼てて手馴る有徳者ハ容易  
に金と貸し渡さん此は於て往々財本なきに差支  
るその少くは次是第二の失あり

今此二失と除くべき例の分業の法は基つて貸附と

の職分とする會社と取建て置と凡そ餘分の金子  
 を所持する者ハ貸附ケ方と此者へ托一又借受度也  
 のハ此者へ頼みて借受くる一然る時ハ金主方こそ  
 右の利息金の内より幾分收と其手数料世話料として  
 會社へ拂ふ一此理よりて貸附ケ會社と取立る  
 時ハ其得左の如し

- 一 餘分の金子と後ハ貯へ置と及もハ又貸附とて返濟の滞るへと患を其得一ツあり
- 一 財本の金主をて後ハ月日を送るて空手の上高を故人々其業体と取續く事と得へ其

得ニツあり

- 一 會社みて貸借の事と取扱ふ時ハ手慣きたる事ゆゑ世上相對よく數日も掛る事と半時欵一時の間ふ辨し時日と費する其得三ツあり
- 一 貸人ハ安利を多く自より催促を多し勞多く借人ハ又高利の金と借りて苦むへと患を其得四ツあり

右の外會社と於て貸附方面已と専務となる時ハ世間と廣く交りて付借手の人物業体と穿議する事手輕く相分り借人の為と欺る事あり實地の證

據と取り金子と貸渡し且ツ金銀と初め諸色の相場  
 と心懸テ置く故に相場違ひの引當物等と取る事々  
 々貸人借人の双方ふ取り都合ふ事推て知るべし  
 英國よハ此貸附テ會社甚と多し又諸商人等私に此  
 會社と業とせざるものあり是等ハ其手形と別段に  
 相設るハ他の會社の手形と以て取引とせざるを  
 とせ

附  
 助成會社

助成會社ハ諸工商中聊々餘分の金子と所持し之  
 を貸附テ會社に預けんよハ金高不足なり之と貯

へ置らんよを不用心なりと思ふものあり其者等  
 の金子と預り一纏めふをて貸附る會社あり其  
 仕法ハ大抵貸附會社と同し

行



會社ハ預ケ金トナリ為替ト頼ミ都合ナリト云事明  
 白多ク時ハ日を追テ預ケ金の高相嵩ミ國內の正金  
 過半ハ諸會社の庫中ニ集ル此ニ於テ會社ヨリ預ケ  
 主ヘ差出シタル預リ金手形市中ニ於テ自然ト通用  
 シ正金同様の用トナシ此法漸ク以テ一市ヨリ一郡  
 小及原一郡ヨリ一國ニ及ヤ時ハ諸人の便トナ  
 シ事弁説スルヲ待テ後々々明クナリ  
 假令ハ東京の會社ヘ預ケル金子千兩あり此預リ  
 手形ト大坂の取引先ヘ遣ハ一同所ニテ之ト請取リ

廻文會社

會社ヘ預ケ金トナリ為替ト頼ミ都合ナリト云事明  
 白多ク時ハ日を追テ預ケ金の高相嵩ミ國內の正金  
 過半ハ諸會社の庫中ニ集ル此ニ於テ會社ヨリ預ケ  
 主ヘ差出シタル預リ金手形市中ニ於テ自然ト通用  
 シ正金同様の用トナシ此法漸ク以テ一市ヨリ一郡  
 小及原一郡ヨリ一國ニ及ヤ時ハ諸人の便トナ  
 シ事弁説スルヲ待テ後々々明クナリ  
 假令ハ東京の會社ヘ預ケル金子千兩あり此預リ  
 手形ト大坂の取引先ヘ遣ハ一同所ニテ之ト請取リ

又大坂の會社手形と東京にて請取る時ハ東京大坂の間より正金の取遣とをせよ及も此直様此手形と以て為替手形と代用を商人中隨なる引當あるものへも會社より此手形と以て何千兩なりとも之と貸渡し商人の都合に應じ何地に於てなりとも之と用ゆる事と許せ又會社へ預け金とをし之と貸附け利息と取るものも其引當との成目當として同様此手形と貸渡を勿論此手形ハ何時よりとも其會社に於て差支なく正金と引替む詰り會社庫中の正金と引當より出たりる手形なり此に於て市中通用の金子

追々と替りて此會社手形となす然る時ハ其得左の如し

- 一手形ハ持運ひし便利なり其得一ツあり
- 一手形ハ盜難と防ぎし便利なり其得二ツあり
- 一手形ハ盜難と遇ひし時之と穿議する小目印あり
- 其得三ツあり

前條の次第より手形の通用差支なき時ハ別段此手形と正金と引替ん事と欲するものなり唯大札と小札と兩替する迄なり若又正金引替と欲するもの何れも之を會社より發行せし手形と盡く持参し一時

引替を乞ふ事ハ決して考へざるものなり  
 會社より來りて引替を望むものあり又正金を預くる  
 ものあり故に平時會社の庫中より貯へたる正金の現  
 額より多分の手形を發行し之を通用し考へざるも  
 正金引替に臨みて更に差支なき  
 會社に於て此手形を何時よりとも差支なき正金に  
 引替る時ハ此手形自然と市中に於て正金同様の通  
 用となりて近國近村に及ばば又遠國遠方たりとも  
 取引先ある如く同店ある時ハ同じく通用して苦  
 らず

此手形正金同様の相場にて通用しし差支なき時  
 第一ハ持運ひし不便なき第二ハ懐中して  
 重くし以何時よりとも正金に引替るに付諸人皆手  
 形を用ひ正金に僅に二三兩以下瑣細の負數丈々  
 所持する而已此に於て會社の仕法立腹して衆人  
 皆之を信するに至る紙を以て製しし手形も金  
 銀を以て鑄する正金も其實用を取りて更に代り  
 所あり  
 叔重米利加并に英國の諸會社ハ大抵前文の三種を  
 一軒の店にて取扱ふ

第一 預リ金并為替

金と預りて其仕拂并よ為替と取扱ふ

第二 貸附

諸人の金と集め利息と以て之と貸附る

第三 廻文手形

何時あくも正金と引替由金と手形と發行せ

但し會社の仕法ふりてハ此内の一種と專業と  
まゝを何り又二種と兼るもあり併し大會社ハ先  
此三種と兼る方利益も多分なり又都合可宜しけ

まゝを兼任せると通例と心得へし

諸會社取建の手續大要

諸會社取建の手續大要

凡そ會社ハ諸人相集りて會社と結ビ取建る事通例の  
事を依て政府より此會社へ非常免許と賜ひ之  
を條例に掲ぐべし

此非常免許と得て會社と取建る上ハ其仕法ハ政府  
の許可と乞ひ其業体ハ政府の制限に隨ふべし

此非常免許ハ諸會社皆同一ニ非次其目下條の如し  
第一 財本取集の模様ニ應じ

第二 制限を犯しし時會社より出せしむる罰金の  
定額ニ應じ

第三 通用手形と發行する私權の應を

第四 引替用意金の現額ふりく定むべき通用手

形の金高の應を

會社取建の手續ハ左の如し

一 相應の身元あるもの三四人何人をも以上相集りて

會社と取建ん事と謀り其仕法書と取調へ其趣を

地方官府藩縣の公廳へ申立て官許と願ふべし

官許と得て初めて會と結ぶ事と得某の會社と号

と定め財本の元高と取極め尤も政府の公例に従

ひ之と布告せしむるべし

一 會社願人より布告し某の日某の地某の所と云儀

と前以て世上に知らしめ當日其所に於て會社の

元帳を開き

一 會の大小の應し財本の高と割り何百兩又ハ何十

兩と以て一株と定むべし之と會社の株と唱ふ

一 右元帳を開きたる時此會に加はらんと欲する者

を何人ふても其所に來り何の誰幾株と云事と此

元帳に書込むべし之と書込と唱ふ

一 右の株と引受る義と書込きたるものを即ち社中

の利と分つる人なれハ之と株主と唱ふ

一 此會社取建ニ付差向を入用の金高丈の右の書込  
 一 出金する事と定まる上ハ其株主等改めて集  
 會となし此會社の諸務を取扱ふべき人物を入札  
 して人撰を此人撰より擧らざる人を會社の取  
 扱人と唱ふ

一 此取扱人の數人ありて此内より又慥なる人物一  
 人と撰む之を會社の支配人と唱ふ

一 取扱人の外より又一人と撰む之を金預り役と唱  
 ふ

但取扱人支配人金預り役等ハ身元慥らざる數口

の株主有する者の中より撰むべき事とす

一 會社の諸務ハ皆支配人金預役の兩人より之を所  
 置せしむる尤も會社に關りたる大事件并に貸附借  
 入等ニ付重立する儀ハ定日と設け取扱人等の集  
 會より決せしむ

一 右の人撰畢りて後諸株主等に申込を兼て元帳に  
 書込する金高と出さしめ金預役之を請取る人

但此株金の内金と差出し残金ハ定限と設け追  
 て出さる事あり

一株金の割ハ元金ニ應じて異同あり假令ハ會社の元高ト十萬兩と定む時ハ其株ト百兩とす故ニ株數ハ千株ト株主も千人あるト理あり

一 此株金追々集りて定限の日迄ハ十萬兩の金高集るニ付會社の店ト開き會社の職業ト行ふ事ト始む

會社ニ於て職業取扱の内ト注意せんとハ貸附の取扱あり其法ハ借主へ何千兩貸渡を事と取極め其金高ト會社の手形ト以て相渡し借用證文ト取置き利息ハ貸渡しの節之ト前引と取る

借用證文少ク懺たる請人の加印あり返濟の期限ハ一月より三月六月迄あり此期限トハ必らず返濟せしむるニ充め皆濟款内納款ト取扱人等の衆議より兼て之ト取極め置へ

右の如く會社元金丈ケの手形或は貸渡し其手形盡く世上ト通用する時ハ此手形引替と付てハ二重の引當あり通用方頗る安心なるト二重の引當トハ第一ハ會社の庫中ト納めし正金第二ハ借主より差出したる借用證文あり尤も此借用證文の金高ト通用手形の高より多く是ハ貸渡の節利息と引去



多きをとり

假令ハ會社の元金十萬兩ハ皆正金なり之を庫中に納め置きて十萬兩支の手形を貸附け十萬兩支の借用證文を取置くニ付正金と證文と合するハ會社の現額二十萬兩あり姿なり二十萬兩を引當りて發行しし十萬兩の手形を市中一般差支なり通用する事疑なく此の如き會社の永久安心して繁昌を願ふ其故ハたゞ借主等一同返済方相滞り會社へ多一銖一錢の入金をくると庫中の正金も手と附けざるハ發行の手形と同時に尽く持參せざることを

引替方ハ更小手支なり

此理と推て事實は施す時ハ會社元金の現額より以上の手形を發行し融通となりて苦くは抑も此手形ハ何時も引替むべしと相定めたるを一時も手形の總高と引替るものなり其理一ツあり貸附金ハ前文の通り夫々慥なる請人を取り又ハ引當物と目當りて貸渡せるものを右の返済方不殘相滞るべき事ハ非を其理ニツたり

さきハ手形通用の儀ハ引替は差支あり假令其取引先より差支ありと本店小於て之を救ひ諸人の信

を失はざるは若干の融通をなすとも決して害を招くに至らぬ

然るも此融通高割合を過ると多分に至る時ハ會社の為ニ多少の害を招く一俵手形ハ一小片紙にして價をなす物の多きとも只信を以て而已通用するものなり  
一旦會社の元高不足と引替方差支ゆると定まると於てハ其手形の相場忽ち下落し數日の内ハ一錢の價もなると及ぶ故ハ此融通高ハ制限ありて安りニ發行せしむる事ニあらず

會社より貸附金となり借用證文を請取り其代りとして

よく通用する手形なれば會社の元金ハ即ち手形の引當ものなりと心得此理を過るの事ありき

*[Faint handwritten text, likely bleed-through from the reverse side of the page]*

預り金に付ての利益

會社に於て手廣く預り金とを時ハ莫大の預り金  
高平日其庫中にあるハ此金高と以て其會社の元  
金の一分となり他の職業と當に融通を謀る譬へを  
預り金十萬兩の内五萬兩丈ハ日々出入とをせしむ  
五萬兩ハ平日會社の庫中より之と引當ふし五  
萬兩丈の取引とを時ハ即ち實地上より元金を増  
たす姿なり之を預り金の利益と云ふ

為替に付ての利益

會社の同店又ハ取引先相増は後ハ諸商人のため

為替と組に其打金と取り手数料と名く此打金の割合ハ市中為替の相場土地の遠近請取方の日限に應しく異同あり之を為替の利益と云ふ

貸附に付ての利益

手形を以て貸附する時其利息を前引に去る其法前文に詳あり此利息の割合を會社に於て引去る仮令ハ五分の利息を取立金主ハ一割を渡す之を引去ると云貸附の利益と云

手形に付ての利益

會社元金現額より以上の高を手形をして貸附するはと前文に詳あり故に十萬兩の元金を以てして一萬五千

兩の手形を發行を此融通の高ハ株主より出金せしめて其利分を納む之を手形の利益と云

以上四種の利益を以て會社の入用を供し株主等み利を配當を故に此四種を會社利益の大本と心得

預り金會社取建の主意  
預り金の事ハ既ニ前文ニ記シテ如ク其取建の主  
意ハ左ノ二條ニ基クそのとと  
第一 勞ト省シ費ト減セ  
止金ヲ持運ハ負數ト改ヒテの勞ヲ省ク又其  
費ヲ省ク  
第二 財本ト活用セ  
元高クテ多數の手形ヲ發行シ其利ト  
納付  
此二條ト以テ主旨トシ取建ル會社ナレトモ國風土

預り金會社取建の主意  
預り金の事ハ既ニ前文ニ記シテ如ク其取建の主  
意ハ左ノ二條ニ基クそのとと  
第一 勞ト省シ費ト減セ  
止金ヲ持運ハ負數ト改ヒテの勞ヲ省ク又其  
費ヲ省ク  
第二 財本ト活用セ  
元高クテ多數の手形ヲ發行シ其利ト  
納付  
此二條ト以テ主旨トシ取建ル會社ナレトモ國風土

俗は後ひて各國小於て各々其異同あり今彼我を折衷し中外の民庶の為は良法と記し會社と取建つことその心得となす

一 會社ハ諸人通用の貨幣と預る所をれと専ら諸人の都合と考ふべし

一 會社取建の場所ハ諸人輻輳の地とトし往來出入の便利とす所と撰むべし

一 會社に於て事務を取扱ふは最も嚴格丁寧と旨と苟くも等閑の事とせざるべし

一 會社の家作ハ諸商人の店に倣ひ出入は窮屈なれ

様取建へし

譬へハ門と取建て玄關と設け容体而已と專とせし時ハ自然と諸商人出入の便と失ふは付不繁昌の基となす

一 召使の者ハ奴僕に至る迄正直の者を抱へ置へし

一 會社の庫ハ勿論家作連も火難に遭ひても無事なる様と取建へし

一 盜難と防くと専務と番人と設け用心と第一とせし

一 會社の役人ハ支配人を初と下役に至る迄人物

慥なる者と撰擧し相吟味の法と設け會社の規則  
と破らざる様心懸へし

一支配人の身元正しく相應ある富商中より人撰は  
へし

右の條々と大旨とを規則と設ち諸人の信と得る  
時ハ諸人皆其金と會社と托せし然まとも會社と  
て聊たりとも不正の所業ありて其信と失ふ時を一  
錢もくも托せざる事自然の理なり

遠國遠方たりとも諸會社相互其信と表し取引と  
なるとし譬ハ東京會社の手形と大坂會社とて引替

となり又大坂の手形と東京と引替へ差引残の分  
を互に手形と取遣りて勘定と立差支なき時ハ皆此  
會社と為替頼まん今東京の甲兵衛より大坂の乙  
右衛門へ送るふ東京會社の手形と以てし右衛門  
より横濱の丙太郎へ大坂の手形を以てし丙太郎  
より長崎の丁吉へ横濱の手形又丁吉より新瀉の  
戊助へ長崎の手形又戊助より甲兵衛へ新瀉の  
手形と以てし甲乙丙丁戊と五人の手と經て東京大  
坂横濱長崎新瀉と五ヶ所と廻まとも各所互に會社  
の取引差支なきを會社ハ各々打金の利と納め各所

の諸商人ハ又正金運賃より下直ある打金して其用を便せしむ

右の如く手廣の取引する本店を一ヶ所定め置き各所は其出張所と設け之を本店と名を方萬端の都合ふ便なり尤も豪商富民に至りてハ專利と占んと而巳の私欲より他人と事業を興はせしむと嫌ひ會と結を以て獨立せざる會社あり又一ヶ所丈の通用を專ら他所と取引とせざる會社も有り此種の會社ハ互に其信を表せざるより手形の通用も悪く又為替の融通も行ひ難故に本店と設け出張を増せ或

以て良法とせざるなり

然るとも各所に出張と設けざる會社ハ私欲を企て一時正金の増減をなす其地の耳目と驚く其會社の為替相場を高下する奸商も有り此弊盛に行はる時ハ會社の為は相場と專らせざる理あり往々市中の大害と知る右に自政府より制限を立て之を禁せしむ



Faint, illegible text in the right-hand column, possibly bleed-through or very light handwriting.

貸附會社取建の主意

貸附會社ハ國の財本と増さんゝ為めの主意より取建つゝものとせ

財本ハ全國中何千萬と定りたるものなれハ貸借と以て増減せしむるは非此所ニ藏めんより彼所へ藏むるを良し〜彼人ニ貸さんより此人ニ貸すを良し〜或ハ正金と貯へ置手形と出せを良とするの類ハ利害得失の便不便と謀る迄の事とて國の財本と増とハ云へく〜次財本ハ農工商各々其職業と務め交易とを〜實地ニ増加し〜ふ非き

もしも不可なり若果して手形と出さるるを以て財  
本と増とせし手形と製する職人たる國益と起さ  
人たるへきさるるを貸附會社と取建つるを別  
國の財本と増と非を唯財本の融通と便とせら  
と云へ

然るとも今某の國の財本百萬兩ありて一ヶ年の  
利得十萬兩と以て定限とを此百萬兩と善く融  
通する時ハ一ヶ年と十五萬兩の利得となる即ち  
千萬兩の財本なるは百五十萬兩の利分なり因て  
五十萬兩の財本ハ全く以前より増たると同様の

資をり貸附會社ハ即ち財本の融通と便とせらるる為  
なるハ既と其便と得るも又財本と増とと同理な  
るを見做さへ

貸附と以て財本の融通と便と國益と助け財本と  
増と事ハ既と前文ハ詳をれとも猶之を細説さへ  
辭へを一農夫あり農業ハ巧なることと田地とも所  
持さる耕具と所持せし故に一身の生活は苦しむ  
此者ハ聊々の金と貸渡り荒地と起さしめる當人の  
生活も出来又金利と納め國家と取りてハ財本と  
増との理なり

又一工匠の職業は巧にして工具を所持せしむる工匠と施  
 せしむる村木を乏し又一鍛冶あり同じく職業は巧にして工具を  
 所持せしむる鑛炭を乏し又一商の職業は掛引の巧なる  
 者も商品も乏し此人々も金と貸附け其職分を務めしむる即  
 ち又國家の爲めは財本を増し國益を助らざるの理なり  
 然るに借主の都合との謀り金主の便を顧みず  
 しては財本の融通實地は行はざれば故に貸附會社ハ  
 双方の利を謀り融通の媒たらん事とむすべし  
 貸附會社金主の便左の如し  
 一 商賣と營めし利を得るは後ひ其商賣と手廣なる

是時ハ其利も又從て多し事ハ當然の理なり  
 手廣は過さ力の及ばざるに至るは人任るべし  
 かりて無益の入用の多し嵩じしに至る若し其分限又  
 ケの商賣とを餘分の金と會社に預け利を納め  
 是此患ひを其便一ツなり

一 小事と取扱ふハ易し大事と取扱ふハ難し商賣も  
 亦此理なり故に一万兩の商賣と營むる掛引の工  
 多き多きとも十萬兩の商賣と營むる掛引の工  
 多きを人物ハ少きを大金ハ其利得と納むるに至  
 りしむる小高の割ハ増さぬものなり偶々此義を過

まづ時ハ却て大損と招く此餘金と會社より出置  
けを此患を其便ニツたり

商業と營ふと利を得るふハ自々心と勞カと  
費さるると得を故に富と増ふと後て其利と得る  
ふ勞まる事愈々多しと人事の常なり老年より及  
び精神衰ふ時ハ自々此勞と採る事と得を却て  
他人の為に利と占らるると至る此餘金と會  
社より出置けを此患を其便ニツたり

一 寡婦老人又幼年して大家の常主たるものあり  
て自々商業と營ふ事と得を徒ら奉公人等

の為は利と奪ひ又其金と貸す時ハ返済方滞る  
る付徒ら坐食して貧に至る事あり其金と會社  
に出し置けハ此患を其便四ツたり

一 工農の類みよ年々其餘金と貯へ之と集めて其財  
本と換ゆるものあり譬へハ一農夫ありて年々百  
兩宛の餘金と積み三々年の後三百兩に至ると待  
ち初めて田地と求むる如し右二々年の間二百  
兩の金と徒ら箱中に藏め置くハ無益の事なり  
此金を會社より出し置けハ此患を其便五ツあり  
一 官負醫師僧侶の類ハ自々商業と營ふ其利と

收ひる事と得を其俸給貯蓄の餘金と以て他人に  
貸渡し利息と取りて、即ち商人と其利と争ふに  
當り名節と穢まの恐をあれを之と庫中と藏め置  
く事通例あり此と會社より出し置けし其惠を、其  
便六ツある事

右の條々の金主の便と謀りたる實地の大要を、借  
主の便に至りては弁説と待せしめて明をなれは之を  
揚るは貸附會社へ出金の法は先ツ會社より株と設  
くる事他の會社の如し尤も此株は可成丈小高と以  
て便ありとせざる付五十兩位と目當とせしむ一扱此株

を毎日賣買とせしむるより百兩の金と以て二株と求  
め之と所持する時、株主となりたる日より會社利  
金の割合と得へし

此株數ハ幾株買求め所持せしむと苦う、次若し又急  
ふ金子入用の節ハ即日ふ其株と賣るへし買手ハ何  
人よりとも直様其會社中にあるものを、  
賣買の都度々々會社の元帳より株主の姓名と改め其  
名前の人へ利金の割合と渡さるへし

此法真實に行ふとて弥々便利ありと定まる時ハ其  
會社諸人の信と得るより後ハ其株の直段高直より

五十兩の株も六十兩の賣買とあるに至る

卑賤の者に至りては此株金は不足なる高と所持  
し之と大切と藏め置くものあり或は株を求むる  
ふ不足なるも株と賣買する法と知らざる徒らに其金  
と懐中するものあり實に憐むべき事なり此般の  
金の會社よく其金高と拘らる安利益を以て預り其  
證文と渡し置き若し金子入用の節ハ何時よくも  
渡さへしと定むる一然る時ハ會社の為ふと多少  
の便とを事明白なり既に英國の蘇格蘭<sup>スコットランド</sup>といふ  
所の會社ハ現よ之と行ひ世ふ良法と稱せらる

助成會社ハ即ち右と同様の振合よて取建て壹兩  
以上の金の金利と出し預る事と定む尤も安利益  
るへし此預り金高追々相増て五十兩に満きハ改  
めて貸附會社と廻し株主とを充も助成會社の  
預り金ハ何時たりとも證文引替よ正金と渡さし  
せさるる不便なるを貸附會社の出店よく此助成會  
社と勤めハ本店の株數と増し元金と多し大よ  
都合よし是又蘇格蘭會社の法なり同所助成會社  
の預り金高ハ凡一億二千萬兩に至ると云

貸附の法ハ右よ述へる手續と基本とあり其枝葉

小至りてハ各々聊々の異同あり

叔蘓格蘭ハ仕送り貸附と云法あり至極良法と稱  
きゝる其法左の如し

一 會社より仕送りを得んと欲する者ハ請人と立所  
持の地面或ハ株式と書入となり何百兩迄ハ借用  
いゝ義勝手たりと約せ

一 會社ハ此書入と引當と其者の為ハ勘定と引受  
る事預り金會社の如し又借主の方ハ入用次第約  
定高の内と何時までも手形と以て請取る事を得  
る

一 會社より又右の手形引替りて渡りし高文ハ  
利息と命を命じ

一 借主ハ最前書入する地面株式のより金或ハ高  
賣の所得と此會社へ預く一尤も會社よりハ相  
應の利息は出さへ

此法ふて貸附る時ハ預け金の利息と以て借金の元  
金を拂ひ込むの仕法にて借主の為ハ莫大の便利  
なり一今双方の利を謀るは左の如し

一 地面株式と手離さへと患なくして分限以上の金  
と融通を其得一たり

一 上り高并ふ其利息と以て借金と拂ひ二重の利息  
と出を患なり其得二なり

一 會社よりハ借主の商業の模様と實地を知る事と  
得るふ付取立方の都合と便なり其得三なり

一 豪商の為は欺りき金と借りて其株式を奪はる  
患あり又奸商の為は欺りき金と貸して損毛の株  
式と引受る患なり其得四なり

右の仕送る貸附ハ都會繁昌の地に於ても便なる事  
なきとも僻遠偏鄙の所に取建る時ハ農民等として  
其産業と失はるめざる助となり實ハ國益を増よる

良法と云ふべし



[Faint, illegible text on the right page]

廻文會社取建の主意

手形を以て正金に代用する時、其通用の盛なるに  
 隨ひ融通の爲に正金より餘分の手形を發行し、差支  
 なき理を前文に弁説する。此は、おおく市中の取引を  
 手形のも多く正金の稀少に及ぶ事と、是れ勢の然らざる  
 むる所なり。然るに金銀の國內通用の凡高定限ある  
 處、その如きも其高増加せざるに應じて金銀の價下  
 落し、物價高直とぬる譬へ、今東京中一ヶ月の糧米  
 十萬俵にて引足るべしと處、亦十五萬俵宛輸入する時  
 る米價下落し、元の十萬俵の輸入に復するを待て漸

平均の定價より上ると得へし金銀も亦此理より同く正金手形と両様となりて其負數増加せれば其價下落する事自然の勢なり

然るに幾行の手形差支あり正金より引替はる時ハ正金も手形も同價の通用あり紙金の差別なく一概に下落し物價も隨て高直となる此より正金を以て品物を買求むる我國より外國の品下直に當ると以て我國の正金と輸出して外國の品物を輸入し内外の相場平均せると待て原に復す此事一通りの考へしは國損と成る不似しとも其

實は國益なり今其理を弁明せん先づ試み我國正金の高三分二と輸出し三分一の正金と手形とを以て國內の通用に差支なく弁せると見る時右の三分二ハ諸物品と替り許多の國用と便し國益と助くる小非なり是代用のものを以て通用と弁し實用のものとして國用小換の理なり抑も金銀ハ貴しと雖とも之を以て物品と換へ國益と起さるるを國用の寶と云ひし詰り宝石珠貝よりき玩物たりと云ふも可なり

此理を分解すれば乃ち廻文會社の主務を知るべし

其主旨ハ下直よく製作する手形を以て國內の通用  
と弁し正金を以て國外の物品を買入る我國の助成  
を譬へハ我國内通用の正金高凡三千万兩と積る  
ふ此金と通用するに用ゆる時を何十年の後として  
矢張三千万兩なり然るに今三千万兩の手形を發行  
し其引當と懺めしで通用せしめ正金高の三分二即  
ち二千万兩を以て外國の機械船車等を買求め國用  
と便し國益と起さハ其利分一年は六分と見積りても百二十万  
兩とならる十年と経るとハ利は利と起ると付凡千五百  
万兩の國益とならる至る是即ち手形通用の國益と

助くる實効なり

概して論するに外國の通交開らるる後ハ四海一  
家の姿となり相互に融通する猶一國中の如くなり  
へ故に我國も下直の正金高をハ之と外國に輸出  
し國益を換へ若し高直に至らる彼又之を我國に輸  
入するに此際實地の國益と起るを以て良策善法と  
を會社手形を論するものにハ須らく此大利に注意し  
其主旨と誤る事なきを願ふ



